

2026年4月2日

各位

株式会社 宮崎銀行

**「女性活躍推進法」および「次世代育成支援対策推進法」に基づく
一般事業主行動計画の策定について**

株式会社宮崎銀行(頭取 杉田 浩二)は、行動計画期間の終了に伴い、新たに「女性活躍推進法」および「次世代育児支援対策推進法」に基づく行動計画を一体型で策定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、2023年4月に一般事業主行動計画を策定し、女性の活躍推進および職場と家庭の両立を支援する環境づくりに積極的に取り組んでまいりました。

引き続き当行は、男女が等しく活躍できる環境の整備をさらに推進するとともに、職場と家庭の両立を支援し、男女がともに貢献できる風土のさらなる醸成を目指して取り組んでまいります。

記

| 「女性活躍推進法」および「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画 | | |
|---|---------------------------------------|--------|
| 計画期間 | 2026年4月1日～2029年3月31日 | |
| 数値目標 | (1) 管理職にある者に占める女性割合 | 30%以上 |
| | (2) 男性育児休業取得率 | 80%以上 |
| | (3) フルタイム労働者一人当たりの法定時間外および法定休日労働の年間平均 | 15時間未満 |

※詳細は別紙をご参照ください。

以上

対応する SDGs



本件に関するお問い合わせ先
株式会社宮崎銀行 人事部
担当: 桑畑
TEL0985-32-8207

「女性活躍推進法」および「次世代育成支援対策推進法」に基づく
一般事業主行動計画

株式会社宮崎銀行

男女が等しく活躍できる環境と、職場と家庭の両立において男女がともに貢献できる風土のさらなる醸成を目指し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年4月1日～2029年3月31日

2. 数値目標

| 目標項目 | 目標 |
|---------------------------------------|--------|
| (1) 管理職にある者に占める女性割合 | 30%以上 |
| (2) 男性育児休業取得率 | 80%以上 |
| (3) フルタイム労働者一人当たりの法定時間外および法定休日労働の年間平均 | 15時間未満 |

注…(1)(2)は女性活躍推進法、(2)(3)は次世代育成支援対策推進法に基づく数値目標

3. 取り組み内容と実施時期(いずれも2026年4月より順次取り組むものとします。)

| |
|--|
| (1) の取り組み内容 |
| ・女性が活躍できる領域の拡大と積極的な登用 ・ロールモデルとの交流機会の提供 ・行内・行外研修への積極的な派遣 ・女性の健康上の特性に係る支援 ・就業継続を支える両立支援のさらなる充実 |
| (2) の取り組み内容 |
| ・男性の育児休業期間の延伸に向けた措置の実施 ・所属長への理解促進 |
| (3) の取り組み内容 |
| ・定期的な個人労働時間のモニタリングと各部室店の労働環境の確認 ・意識と行動の変容を促すための啓発活動の実施 ・週1回のノー残業デーと年2回のノー残業ウィークの定時退行の促進 |